

# 日本ヒューマンケア科学学会 会則

制定 2007年10月31日

改正 2010年3月24日

改正 2011年10月22日

改正 2021年12月18日

## 第1章 総則

第1条 本会は日本ヒューマンケア科学学会（Japan Academy of Human Care Science）と称する。

## 第2章 目的および事業

第2条 本学会は、すべての人々が健康に生活できるように、ヒューマンケアについて、研究者・実践者・生活者が交流し、学問として構築を図り、人々の充実した生活と健康の増進に貢献することを目的とする。

第3条 本会の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 学術交流を目的とする学術集会を開催する。
2. 学会誌を発行する。
3. その他、理事会が必要と認めた事業を行う。

第4条 本会の事務局を青森県立保健大学内（青森市）に置く。

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員
2. 学生会員
3. 賛助会員
4. 名誉会員

第6条 正会員とは、本学会の目的に賛同し、入会手続きをとり、理事会の承認を得た個人をいう。

- 2 正会員は総会に出席し、議決権を行使することができる。
- 3 正会員は学会誌に投稿し、学術集会で発表し、学会誌等を受け取ることができる。

第7条 学生会員とは、本学会の目的に賛同し、入会手続きをとり、理事会の承認を得た大学院（修士課程および博士課程）、大学学部、短期大学、高等専門学校およびこれらに準ずる学校に在学する個人とする。

- 2 学生会員は学会誌に投稿し、学術集会で発表し、学会誌等を受け取ることができる。

第8条 賛助会員とは、本学会の目的に賛同する団体等で、理事会の承認を得たものをいう。

第9条 名誉会員とは、本学会の発展に多大な貢献をした者で、理事長が理事会および評議委員会の議を経て総会に推薦し、承認を得た者とする。

- 2 名誉会員は評議員会に出席し、意見を述べるることができる。
- 3 名誉会員は会費の納入を必要としない。

第10条 本学会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

2 既納の年会費は、理由のいかんに関わらずこれを返還しない。

#### 第 11 条 会員資格の喪失

会員は、次の理由によりその資格を失う。

- 1) 退会
  - 2) 会費の滞納（2 年間）
  - 3) 死亡または失踪宣言
  - 4) 除名
- 2 退会を希望する会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。
- 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく反する行為のあった会員は、理事会の議を経て、理事長がこれを除名することができる。

### 第 4 章 役員

#### 第 12 条 本会に次の役員を置く。

1. 理事長 1 名
2. 副理事長 1 名
3. 理事 10 名（理事長、副理事長を含む）
4. 理事長指名理事 2 名以内
5. 監事 2 名

#### 第 13 条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 理事長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
2. 副理事長は理事長が指名し、総会の承認を得る。
3. 理事は 3 年ごとに改選する。
4. 理事および監事は、評議員のうちから選出し総会の承認を得る。
5. 理事長は、2 名以内の理事を指名することができる。

#### 第 14 条 役員任期は、選任後の定例総会での承認の翌日から、3 年以内に終了する事業年度の定例総会の終結の日までとし、再任を妨げない。ただし、引き続き 6 年を超えて在任することはできない。

#### 第 15 条 役員は次の職務を行う。

1. 理事長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
3. 理事は理事会を組織運営し、会務を執行する。
4. 監事は本会の事業、会計および資産を監査する。
5. 評議員会を組織する。

### 第 5 章 評議員

#### 第 16 条 本会には評議員を置く。

- 2 評議員は正会員の中から選挙により選出する。選出方法は別に定める。
- 3 評議員は 30 名以内とする。
- 4 任期は、選任後から 3 年以内に終了する事業年度の定例総会の終結の日までとし、再任を妨げない。ただし、引き続き 6 年を超えて在任することはできない。

## 第6章 会議

第17条 本会に次の会議をおく。

1. 理事会
2. 評議員会
3. 総会

第18条 理事会は理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は年2回以上開催しなければならない。ただし、理事の2/3以上から請求があったときは、理事長は臨時にこれを開催しなければならない。
- 3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。
- 4 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第19条 評議員会は理事長が招集し、その議長となる。

- 2 評議員会は毎年1回開催し、委任状も含め評議員の過半数出席をもって成立する。
- 3 理事会の諮問に応じ本会の重要事項を審議する。

第20条 総会は、理事長が招集し、議長は理事長が指名する。

- 2 総会は、委任状も含め正会員現在数の1/5以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 定例総会は原則として年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めた時は、理事長が召集して臨時総会を開催することができる。

第21条 総会は次の事項を議決する。

1. 事業計画および収支予算に関する事項
2. 事業報告および収支決算に関する事項
3. 会則の変更に関する事項
4. その他、理事会が必要と認めた事項

## 第7章 学術集会

第22条 本会は、毎年1回の学術集会を開催し、会を主宰するために学術集会長を置く。

- 2 学術集会長は、理事会の推薦により正会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- 3 学術集会長の任期は1年とする。
- 4 学術集会の運営は学術集会長が行う。
- 5 学術集会長は、学術集会の運営および演題の選定等について審議するため、学術集会企画委員を委嘱し、委員会を組織する。
- 6 学術集会の運営は参加者の参加費、およびその他の収入によって行う。
- 7 学術集会の収支決算は、学術集会長が理事会に報告する。
- 8 学術集会長は理事会、評議員会に出席することができる。

## 第8章 委員会

第23条 本会は、その事業を行うために、常設委員会および臨時委員会を置くことができる。

- 2 常設委員会は次の委員会を置く。
  - 1) 学会誌を発行するために、学会誌編集委員会を置く。

- 2) 倫理的諸問題に対応するために、倫理委員会を置く。
- 3 委員会の委員長ならびに委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。
- 4 委員会は、その目的とする事項についての事業を行い、結果を理事会に報告しなければならない。

## 第9章 会計

第24条 本会の運営は、次の収入によって行う。

1. 会員会費、賛助会員会費
2. 寄付金
3. その他

第25条 本会の会員の年会費は、別に定める。

第26条 本会の予算は、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第27条 本会の収支決算は、監事の監査後に理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第28条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年の12月31日をもって終わりとする。

## 第10章 会則の変更

第29条 本会の会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

本会則は、2007年10月31日から施行する。

本会則は、2010年3月25日から施行する。

本会則は、2011年10月22日から施行する。

第14条および第16条4項につき、2008年度から始まる任期の役員および評議員においては、引き続き9年までの在任を認めるものとする。

本会則は、2021年12月18日から施行する。

## 日本ヒューマンケア科学学会 細則

第1条 本会の年会費は次のとおりとする。

- 1) 正会員 8,000 円
- 2) 学生会員 3,000 円
- 3) 賛助会員 30,000 円
- 4) 名誉会員は会費の納入を必要としない。

第2条 本会に入会するときは入会費 2,000 円を必要とする。

第3条 この細則は理事会の議により改定することができる。

第4条 学生会員は当該会計年度の1月1日時点で学生である場合とし、卒業後は速やかに正会員への会員資格の変更を届け出る。

附 則 この細則は、2007年10月31日から施行する。  
この細則は、2011年10月22日から施行する。  
この細則は、2023年3月8日から施行する。